

○南大東村商品券発行事業実施要綱

令和8年4月10日

告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、急激なエネルギー・食料品価格などの物価高騰により、家計に影響を受ける村民に対し、生活支援を行うことで、村民の購買力を下支えし、地域内消費の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 南大東村商品券 前条の目的を達成するために、村によって発行された券種をいう。
- (2) 特定取引 村内において南大東村商品券が対価の弁済手段として使用される商品・飲食代金をいう。
- (3) 商品・飲食券取扱店 村内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として、村に登録された者をいう。

(南大東村商品券の発行等)

第3条 村は、この要綱に定めるところにより、南大東村商品券を発行する。この場合において、発行する券面総額は、予算に定める額とする。

- 2 前項に規定する南大東村商品券の券面金額は、1,000円以上とする。
- 3 南大東村商品券は、令和8年5月1日現在を基本として、南大東村住民基本台帳に登録された者へ発行する。(ただし、世帯全員分をまとめ世帯主へ発行する)
- 4 南大東村商品券を受け取る者は、南大東村商品券申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、南大東村に申請しなければならない。
- 5 南大東村商品券は1セット20枚(額面500円8枚、1,000円8枚、2,000円4枚)とし、南大東村住民基本台帳に登録された者に限る。

(南大東村商品券の使用範囲等)

第4条 南大東村商品券は、南大東村商品券の所有者と商店・飲食取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 南大東村商品券の使用期間は、当該南大東村商品券を発行した日から令和9年1月末日までとする。

(南大東村商品券取扱店の登録資格等)

第5条 南大東村商品券取扱店として登録できる者は、村内に店舗等があり、一般消費者に便益を与えられる、南大東村商工会会員を対象とする。

2 前項に掲げる対象店舗等が南大東村商品券への登録をする場合は、南大東村商品券取扱店登録申込書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

3 南大東村長は、前項の申請に基づき取扱店として登録した場合には、南大東村商品券取扱店登録証(様式第3号)を取扱店に交付する。

(南大東村商品券取扱店の遵守事項)

第6条 南大東村商品券取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において南大東村商品券受取を拒まないこと。

(2) 南大東村商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) その他村長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(南大東村商品券取扱店登録の取消し)

第7条 村長は、南大東村商品券取扱店において、第5条第2項の規定により提出された申込書に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、南大東村商品券取扱店の登録を取り消し、南大東村商品券取扱店名を公表するものとする。

(南大東村商品券の換金及び換金等手数料手続)

第8条 南大東村商品券取扱店は、第4条第2項に規定された使用期間内に特定取引において、南大東村商品券を受け取った場合は、村長に対し南大東村商品券取扱店換金請求書及び換金等手数料請求書により請求するものとする。

2 南大東村商品券取扱店の換金等手数料は額面の1%とする。

3 前2項の請求は、村が南大東村商品券した日の翌日から令和9年3月19日までに行わなければならない。

(南大東村商品券保管及び払戻し)

第9条 南大東村商品券の所有者及び取扱店は自己の責任において、商品券を保管するものとする。

2 所有者等が南大東村商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、所有者等がその責めを負うものとし、村長は一切その責めを負わないものとする。

(南大東村商品券の現金交換と「つり銭」禁止)

第10条 消費需要等の喚起を図るために、南大東村商品券の現金交換は禁止する。又、南

大東村商品券による「つり銭」は出さないこととする。

(不正使用の防止)

第11条 南大東村商品券取扱店はお客様から南大東村商品券を受け取ったら、南大東村商品券ミシン線より切り取ることとし、再使用は禁止する。

(事業の委託)

第12条 村長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日より施行する。

